

令和2年9月議会定例会一般質問

西本 友春 議員

【質問事項】

1. キッズゾーンの設定について

（質問要旨）

令和元年5月、滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も度々子どもが被害者となる交通事故が発生しており、政府は、令和元年6月18日に「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」を決定し、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずるキッズ・ゾーン設定推進を令和元年11月12日に周知が都道府県等になされました。

「キッズゾーン」は、付近に保育園等の施設がある場所で、未就学児の屋外活動の安全の確保に向けて、ドライバーに交通事故防止の注意を喚起し、子どもへの見守り意識を高めるものです。

国に先駆けてモデル的に4園を対象に「キッズゾーン」を設けた大津市では、道路の路面標示は原則、1園で4か所としており、一番近いところに緑の下地の塗装を行っており、残りの3か所は白文字でキッズゾーンと表示しているとの事でした。警察や道路管理者との調整には多少時間はかかっているが、園長先生からは喜んでいただいております。地域からも早くしてほしいとの要望の声もありますとの事です。

(1) キッズゾーンの設定推進については、いち早く取り組むものだと提案するが、どのように考えているのか。

『回答』

キッズゾーンの設定は、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、有効な施策であると認識しております。

現在、町では、キッズゾーンの設定前にできる対応として、キッズ・ガードの配置支援を行ったほか、令和元年10月に、関係機関（国・県・町の道庁管理者、大津警察署）との合同で実施した“緊急安全点検”で、対策が必要とされた施設の危険箇所において、区画線の設置を行うなどの対応を行っているところです。

キッズゾーンの設定については、先述しました“緊急安全点検”において、対策が必要とされた施設の中から、キッズゾーン設定の必要性が高い施設を見定め、まずは、当該施設との協議を進めていく方針です。

【質問事項】

2. 遠隔手話通訳サービスについて

（質問要旨）

2018年7月に、熊本県における聴覚障害者支援制度等の検討・改革・創設のためのプロジェクトチームが、熊本県における聴覚障害者支援制度等の課題検討および協議報告書によると、すでに取り組んでいる事業も含め、現行制度にはないが、新しく必要な事業課題として

- ①聴覚障がい者のための ICT を活用した事業に取り組む
- ②情報・コミュニケーション保障のトータルコーディネートができる人材育成をおこなう
- ③手話言語条例制定に取り組む とまとめてありました。

(1) 町内の窓口等で、聴覚障がい等がある方への説明はどのように行っているのか。

『回答』

まず初めに、身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受け、かつ、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障がい等を有する聴覚障がい等のある方が健聴者との意思の疎通を図るに当たり、本町が実施している意思疎通支援の実施状況についてご説明させていただきます。

本町では、障害者総合支援法第77条に規定されている、地域生活支援事業の必

須事業の1つである「意思疎通支援事業」を菊池圏域4市町合同で実施し、熊本県ろう者福祉協会に委託の上、意思疎通支援を必要とする聴覚障がい等のある方に対し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。

そのサービスを利用するなどして、手話通訳者と一緒に聴覚に障がいのある方が役場の窓口に来られた場合には、手話通訳者を介して意思の疎通を図りながら説明等を行っています。

また、手話通訳者が同行されていない場合や、言語機能または音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある方に対しては、主に筆談による対応を行っております。

(質問要旨)

ICTを利用した意思疎通支援サービスは、全国でいくつもの自治体が導入し、様々な取り組みを行っているところがあります。一例を上げると、

- ①窓口で手話通訳コールセンターへテレビ電話をつなぎ、手話通訳者が画面を通して手話通訳を行う機能
- ②音声を文字化する機能
- ③タブレット端末の画面上で、手書きで筆談ができる機能
- ④聴覚障がい者がご自身のスマートフォンを使って、自宅からでも外出先からでも、オペレーターと手話等を通じて、リアルタイムでコミュニケーションができる電話リレーサービス など、様々です。

また、電話リレーサービスが制度化されることにより、きこえない人の生活は一変します。きこえる人と同じように誰に対しても必要な電話をいつでも、すぐにかけることができるようになります。日常生活が豊かになるだけでなく、就労分野等でもより積極的な社会進出も可能となります。また、命に関わる緊急通報の整備も進みます。

電話リレーサービスを制度化することで聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、本年6月5日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立しました。しかし、この法律はまだ成立したばかりであり、これから制度を充実させていくことが重要で

す。全日本ろうあ連盟は、オペレーター養成や運営整備等にきこえない当事者団体として参画し、電話リレーサービスが公的インフラとして2021年度から円滑に実施できるよう、協力していきたいと考えているとの事です。

- (2) 本年6月5日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立した。今後「電話リレーサービス」が提供されるにあたり、聴覚障がい者等が通訳オペレーターと意思疎通を図るためには、遠隔手話通訳サービスが必要となる。サービスの導入を提案するが、どのように考えているのか。

『回答』

遠隔手話通訳サービスは、聴覚障がい等のある方がスマートフォンやタブレット端末を利用して情報支援者と連絡を取り、画面越しに健聴者とのコミュニケーションを支援するサービスです。

この遠隔手話通訳サービスについては、熊本県が「熊本県ろう者福祉協会」に事業を委託の上、平成29年度から2年間の期間限定でモデル事業として実施されておりましたが、平成30年度に終了し、平成31年度から市町村の「地域生活支援事業」として位置づけられました。そのような状況から、遠隔手話通訳サービスの導入に向けて検討する必要があると考えております。

また、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の成立により、今後「電話リレーサービス」の提供体制が整備されることは、聴覚障がい等のある方にとって、健常者と同じように電話を利用できるようになる、便利で身近なコミュニケーションツールのひとつとなるものと思われまます。

なお、「電話リレーサービス」の導入につきましては、今後、国において実施される、公共インフラとしての「電話リレーサービスシステム」の整備状況を注視していく必要があると考えているところです。